

# 震災対策に関する行政評価・監視 - 宮城県沖地震対策を中心として -

## < 行政評価・監視結果に基づく所見表示 >

「行政評価・監視」は、東北管区行政評価局が行う行政改善活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性・適正性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

この行政評価・監視は、地震発生の可能性が年々高まっている宮城県沖地震に備えて、地域住民の安全の確保の観点から、津波対策を中心として調査を実施し、必要な改善を図るものです。

調査結果は、9月1日の防災の日を目前にして、平成16年8月23日、仙台管区气象台、東北地方整備局及び東北総合通信局に対して所見表示をしたものです。

### < 本件照会先 >

総務省 東北管区行政評価局  
第一部第3評価監視官 津田 克男  
電話: 022(262)8591

# 概略

## 背景

宮城県沖地震の発生確率の高まり：地震発生の可能性が年々高まっている  
39% (10年以内)、88% (20年以内)、99% (30年以内)  
国の地震調査研究推進本部の長期評価(2003年6月1日を起点)から

津波の発生： 到達時間：地震発生後約12分 (牡鹿町)  
最高水位：10m (本吉町)  
河川に遡上(高さ1~2mで)

宮城県地震被害想定調査に関する報告書(平成16年3月、宮城県防災会議)から

**地震・津波対策の徹底が緊急の課題**

## 行政評価・監視の実施

指定地方行政機関(防災に関する国の出先機関)の震災対策の状況を調査

平成16年4月~7月実施調査

## 所見表示事項

今回の行政評価・監視の結果、以下の点について改善すべき事項を所見表示

1 津波予報の迅速化

所見表示1

仙台管区气象台

2 津波時における水門操作の見直し  
3 庁舎等の耐震診断の的確な実施

所見表示2, 3

東北地方整備局

4 非常通信訓練の実践的な実施

所見表示4

東北総合通信局

(その他) ・災害時優先電話の有効活用

平成16年8月23日

# 所見表示1 津波予報の迅速化

## 総合力の発揮

### 制度・仕組み

東北6県の8津波予報区の津波予報(津波注意報、津波警報)は、**仙台管区気象台**が担当  
地震津波監視システムや量的津波予報システムにより震源、予想される津波の高さを解析し、災害のおそれがあると予想されるとき、**遅滞なく**、津波予報を行う

予報の実施基準(予想される津波の高さ)

津波注意報: **20cm以上**

津波警報(津波): **1m以上**

津波警報(大津波): **3m以上**

<目標>地震発生の約 **3分後** に  
津波予報発表

仙台管区気象台の**宮城県内**の津波観測は、**牡鹿町鮎川の検潮所**1か所のみ

他機関で、潮位計を持ち、独自に潮位観測しているところも(地方整備局2か所、宮城県及び沿岸市町13か所)

### 現状・実態

平成15年10月31日午前**10時6分**に発生した福島県沖地震のときの対応を調査したところ…

予報システムの解析では、**基準値未滿**  
その後、鮎川検潮所で、**10時46分**、24cmの津波(第1波)観測、**10時52分**には第2波が24cmを超え、更に上昇 (**10時53分**、**最大32cm**)

仙台管区気象台は、気象庁本庁と協議して  
**10時55分**「**宮城県に津波注意報発表**」

第1波観測の**9分後**

「宮城県地震被害想定調査に関する報告書」

- ・沿岸市町で、津波到達に50分の差
- ・津波が牡鹿町より早く到達する市町(気仙沼市、女川町及び唐桑町)あり

**牡鹿町鮎川の検潮所より早く津波到達を検知できる場合も**

### 所見表示要旨

実測値に基づく津波予報を行う場合は、より速やかに予報発表を行う措置を講ずること。

他機関の検潮所の潮位データをリアルタイムで入手・活用することについて具体的な検討を進めること。

仙台管区気象台

# 所見表示2 津波時における水門操作の見直し

## ルールの明確化

津波は河川を遡上することも



河口付近の水門等については、津波時における閉鎖措置等の対応措置を定めておく必要がある。

### 制度・仕組み

東北地方整備局は、北上川、旧北上川、鳴瀬川、名取川及び阿武隈川の河口付近の水門・陸閘を管理

管理に際しては、操作規則等を定め、一部の施設については、民間人に操作を委託

### 所見表示要旨

河口付近の水門等について、操作規則等を見直すなど、津波時の対応措置を具体的に定めておくこと。

### 現状・実態

北上川、旧北上川、鳴瀬川、名取川及び阿武隈川の河口付近の水門及び陸閘等合計27施設について調査したところ…

平成15年の津波注意報発表時(9月26日、10月31日)に閉鎖措置などの対応をとっていない。

(原因) 操作規則等に津波に関する操作方法等が定められていない。

### (参考)

「宮城県地震被害想定調査に関する報告書」によれば、津波が

北上川では、高さ2～3mで遡上

旧北上川、鳴瀬川、名取川及び阿武隈川では、高さ1～2mで遡上

東北地方整備局

# 所見表示3 庁舎等の耐震診断の的確な実施

防災拠点の確保

## 制度・仕組み

国の庁舎等は地震発生後の応急対策・災害復旧対策の拠点となることから、耐震安全性の確保が必要



耐震安全性を把握するために耐震診断を速やかに実施する必要がある。

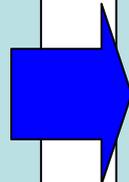
合同庁舎等の一般会計所属施設の耐震診断は、各地方整備局が担当

耐震診断は、構造体、建築非構造部材(天井、床材等)、建築設備のそれぞれについて実施



国土交通省 ⇨ 各地方整備局

構造体の耐震診断を平成15年度中に終了し、管理官署に診断結果を速やかに通知するよう指導



## 現状・実態

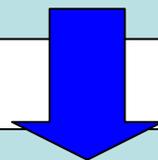
宮城県内に所在する合同庁舎等の一般会計所属施設に対する耐震診断の実施状況(平成16年5月末現在)を調査したところ…

構造体(診断必要施設:52棟)の診断は、全て終了

しかし、診断結果の管理官署への通知状況は、33棟(63.5%)が未通知

通知遅延理由

診断結果に添付する耐震改修補強案の作成に日時を要しているため



## 所見表示要旨

構造体の耐震診断結果については、耐震改修補強案を早急に策定し、管理官署に速やかに通知すること。



東北地方整備局

# 所見表示4 非常通信訓練の実践的な実施

## 非常時通信の万全化

### 制度・仕組み

非常通信とは、

電波法第74条に基づき、地震・津波等の非常事態に、人命救助、災害救援等のために必要な通信を無線局に行わせること

非常通信の円滑な運用を図るため、東北総合通信局、東北地方整備局等の国の機関、東北の各県、電気通信事業者等113団体で構成された**東北地方非常通信協議会**が結成されており、非常通信の訓練等を実施

平成16年2月、**東北地方非常通信ルート**を設定

県防災無線等の途絶を想定し、東北地方整備局、警察又は東北電力の自営回線を利用して、市町村、県との連絡を確保することを目的

### 現状・実態

東北地方非常通信協議会が実施する**地方非常通信訓練の宮城県内における最近3か年の実施状況**を調査したところ……

参加市町村は3か年で計10市町  
平成15年度参加市町村は1町のみ  
**参加している市町村いまだ少ない**

平成15年度の訓練で、設定上は「**使送**」となっている区間を「NTT一般回線」により連絡しており、「**使送**」訓練が行われていない **実践性に欠ける**

### 所見表示要旨

東北地方非常通信協議会に対し、以下の事項を指導すること。  
**多数の市町村の参加**が得られるよう構成員に働きかけること。  
設定内容に即したより**実践的な訓練**を実施すること。

**東北総合通信局**

### (その他の所見表示事項)

災害時優先電話は、  
発信のみ**優先扱い**

主に**受信**に使用  
している例あり

**配備の見直し**を行うこと  
(東北地方整備局、  
仙台管区气象台)